

## 第3号被保険者の届出を忘れずに!!

### ～国民年金第3号被保険者とは～

厚生年金の被保険者や共済組合の組合員又は加入者である第2号被保険者（65歳以上の加入者については老齢年金などの受給権者を除く）に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で20歳以上60歳未満の人のことです。

第3号被保険者の届出をした期間は、老後の年金額に反映される保険料納付済期間や万一のときの障害年金、遺族年金を受給するための資格期間となります。

保険料の納付は、配偶者の加入年金制度が拠出してありますので、個人で納める必要はありません。しかし、未届のままでは、年金が減額あるいは受けられなくなりますから、届出が必要となります。

### ～届出が必要となる場合～

#### 第3号被保険者となる場合～配偶者勤務先で手続き

- ◎ 結婚・退職などにより第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき
- ◎ 第2号被保険者である配偶者に扶養されている者が20歳になったとき
- ◎ 配偶者が第2号被保険者となったとき

#### 第3号被保険者でなくなる場合～市町村役場で手続き

- ◎ 配偶者が第2号被保険者でなくなったとき
- ◎ 配偶者によって扶養されなくなったとき（死別・離別）
- ◎ 第3号被保険者が会社勤務や公務員になったとき（ご自身の勤務先で第2号被保険者取得届を行うことにより自動的に第3号被保険者の資格を喪失します。）

#### その他～配偶者の勤務先が変わったとき

- ◎ 配偶者の勤務先が変わったとき

配偶者の年金制度が季節毎に変わる場合（季節労働者等）は、その都度、忘れずに届出をお願いします。

第3号被保険者資格取得の届出を必要とするとき、その届出が遅れた場合、平成17年3月以前については、2年前までさかのぼって納付期間とされ、それ以前の期間については未納期間となっておりますが、平成17年

4月からは、過去に届出を忘れていた期間（昭和61年4月～平成17年3月）のすべてを第3号被保険者期間として認める「特例届出」がスタートしました。特例届出をすれば、どのような理由であっても、該当する期間が第3号被保険者として認められ保険料納付済期間に参入されます。（まだ年金を受給していない方も、既に受給されている方も対象です。）

なお、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があった期間のうち、届出前2年を越えていたため未納期間とされた期間については、自動的に保険料納付済期間へ変更されておりますので、特例届出の必要はありません。

ご自身の年金記録で不安に思われる点がございましたら、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

### ～第3号被保険者の認定基準～

厚生年金の被保険者や共済組合の組合員又は加入者の配偶者が、その生活費の2分の1以上を加入者の収入により賄われており、本人の年間収入が130万円未満（障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であれば、おおむね第3号被保険者として認定されます。ただし、それぞれの制度により取り扱いが異なる場合があります。

年間収入とは、対象となる時点での継続的な収入をいいます。一般的には、前年の収入により判断しますが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られることが前提となりますので、離職等による該当者は、今後の収入が年間130万円未満になるか否かによって判定します。

この収入には、傷病手当金や失業給付金（失業給付金のうち特例一時金は除く。）などの継続収入も含まれます。この場合、年間の給付金額ではなく、日額によって判定を行いますので、これらの給付金等を受けられる場合は、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。